

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)
 第二十一条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。
 第二十八条第一項の表第八百七十二条第四号の項を次のように改める。

第八百七十二条第四号	第八百七十条第一項各号	第八百七十条第一項第一号及び第二号
同項第一号、第二号及び第四号	同項第一号	同項第一号
、当該各号	、同号	、同号

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
 第二十二條 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。
 第二十一条の八の二十五中、「第九十三条の五第四項」を、「第九十三条の五第三項」に改める。
 (特許登録令の一部改正)

第二十三条 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 第二十三条第四項中、「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)」を、「非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)」に改める。
 第五十二条第一項中、「第四百一条」を、「第九十九条」に改め、同条第二項中、「第四百八条第一項」を、「第百六条第一項」に改める。
 (特許登録令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この政令の施行前に特許登録令第二十三条第二項の規定による仮登録を命ずる仮処分申請があつた場合における当該申請を却下した決定に対する即時抗告の手続については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の特許登録令第五十二条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第四百八条第一項に規定する除権決定(整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第六十六条第一項に規定する除権決定とみなす。

(商店街振興組合法施行令の一部改正)
 第二十五条 商店街振興組合法施行令(昭和三十七年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。
 第七条第一項の表第八百七十二条第四号の項を次のように改める。

第八百七十二条第四号	第八百七十条第一項各号	第八百七十条第一項第一号及び第二号
同項第一号、第二号及び第四号	同項第一号	同項第一号
、当該各号	、同号	、同号

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)
 第二十六条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第二十六条の二十六中、「第百五条第四項」を、「第百五条第三項」に改める。

(金融商品取引法施行令の一部改正)
 第二十七条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。
 第十九条の二の六の表第八百七十条第七号の項中、「第八百七十条第七号」を、「第八百七十条第一項第四号」に改める。

第十九条の三の二の表第八百七十条第二号の項中、「第八百七十条第二号」を、「第八百七十条第一項第一号」に改める。
 (ダム使用権登録令の一部改正)

第二十八条 ダム使用権登録令(昭和四十二年政令第二号)の一部を次のように改正する。
 第二十条第一項中、「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百一条」を、「非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十九条」に改め、同条第二項中「第四百八条第一項」を、「第百六条第一項」に改める。
 (ダム使用権登録令の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 前条の規定による改正後のダム使用権登録令第二十条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第四百八条第一項に規定する除権決定(整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第六十六条第一項に規定する除権決定とみなす。
 2 この政令の施行前にダム使用権登録令第三十四条第二項の規定による仮登録を命ずる仮処分申請があつた場合における当該申請を却下した決定に対する即時抗告の手続については、なお従前の例による。

(国土利用計画法施行令の一部改正)
 第三十条 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)の一部を次のように改正する。
 第六条第五号中、「家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)」を、「家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)」に改める。
 (国土利用計画法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定による改正後の国土利用計画法施行令第六条第五号の規定の適用については、旧家事審判法による調停(整備法第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を家事事件手続法による調停とみなす。
 (回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正)

第三十二条 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第四十九条第一項中、「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百一条」を、「非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十九条」に改め、同条第二項中、「第四百八条第一項」を、「第百六条第一項」に改める。
 (回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による改正後の回路配置利用権等の登録に関する政令第四十九条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第四百八条第一項に規定する除権決定(整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第六十六条第一項に規定する除権決定とみなす。
 (全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令の一部改正)

第三十四条 全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令(平成元年政令第二百十八号)の一部を次のように改正する。
 第二十二條第一項中、「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百一条」を、「非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第一百条」に改め、同条第二項中、「第四百八条第一項」を、「第百六条第一項」に改める。

(全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令の一部改正に伴う経過措置)
 第三十五条 前条の規定による改正後の全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令第二十二條の規定の適用については、旧非訟事件手続法第四百八条第二項に規定する公示催告手続(整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第一百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第四百八条第一項に規定する除権決定(整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第六十六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。